



《会計・税務の知識》 損害賠償金等の受領について

昨今、居眠り運転やよそ見運転などによる事故、店舗での盗難等のニュースが良く聞かれます。業務を営む上でも突発的な事故に巻き込まれることがあります。もちろん、事故に巻き込まれないことが一番ですが、万が一、巻き込まれてしまった場合、損害賠償金を受領することがあると思います。では、受領した賠償金等に対する税金はどのように取り扱われるのでしょうか。

1. 個人で受領した場合

①事業上以外で生じた場合

所得税法第9条第1項第17号には、損害賠償金等で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に起因して取得するもの等については非課税とする旨が規定されています。

所得税法では損害賠償金等は、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に起因して得た所得は意図して得たものでないこと、治療費・原状回復費用など実費の補填的要素が強いこと、国民的感情を鑑みて課税することは好ましくないなどの観点から非課税とされているのです。

なお、治療費として受け取った賠償金は、医療費控除を受ける場合には、支払った医療費から差し引いて申告します。

②事業上で生じた場合

事業所得、不動産所得等の事業上で生じた損害賠償金等の受領はどうでしょうか？

突発的な事故、不法行為による事故により資産に加えられた損害に起因する損害賠償金は非課税となります。

ただし、下記のような場合は課税となります。

- ・ 棚卸資産に損失を受けたことによる損害賠償金等
- ・ 業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により業務の収益補償として取得する損害賠償金等

つまり、通常の業務遂行によって生ずる収入金額に代わる損害賠償金等は課税になります（所得税法施行令第94条）。

また、必要経費を補填する金額を含む場合は当該金額を控除した残りの金額が非課税となります（所得税法施行令第30条本文）。

③所得補償保険金と保険料

被保険者が傷害や疾病等により休業を余儀なくさ

れた期間中の収益を補填する所得補償保険。事業主の方は結構加入されているのではないのでしょうか？被保険者が直接受け取る保険金は非課税です。

しかし、保険料は業務遂行上の費用とはならないため、所得金額の計算上、必要経費に算入することはできません（所得税法基本通達9-22（注））。

2. 法人で受領した場合

原則、益金に算入されます（法人税法第22条第2項）。収益計上時期は下記のとおりです。

原則：支払を受けるべきことが確定した日の属する事業年度

特例：実際に支払を受けた日の属する事業年度（法人税基本通達2-1-43）

例えば、損害の発生した日が当事業年度で、損害賠償金等の受領が翌期になる場合には、損失については保険金等で補てんされる金額を除き当期に計上し、損害賠償金等については翌期の収益として計上することができます。

3. 消費税について

消費税の課税要件は下記のとおりです。

- ① 国内取引である
 - ② 事業者である
 - ③ 事業として行ったものである
 - ④ 対価を得て行う取引である
 - ⑤ 資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供である
- 以上に当てはめて考えると、対価を得て行う取引には該当しませんので、課税の対象とはなりません。
- ただし、下記のような賠償金は対価性がありますので、課税の対象となります（消費税法基本通達5-2-5）。
- ・ 損害を受けた棚卸資産を加害者に引渡し、そのまま又は軽微な修理を加えることで使用できるとき、当該加害者から損害賠償金を受領する場合
 - ・ 無体財産権の侵害を受けた場合に、加害者から受けた損害賠償金
 - ・ 不動産等の明渡しの遅延により加害者から賃貸人が収受する損害賠償金

4. 終わりに

損害賠償金は、受領原因により課税か否かの判断が必要となる場合も多く、税務の処理には留意が必要です。（担当：國井 真喜）